

事業所の皆さまへ あんしんネットなかつ

(中津市地域生活支援拠点)

○あんしんネットなかつとは？

地域生活支援拠点の愛称です。障がいのある方の重度化、高齢化や「親なきあと」を見据え、障がいのある方やそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で支えるためのサービス提供体制のことで。

○4つの機能(主な役割)

相談

相談支援事業所・基幹相談支援センターがサービスのコーディネートを行う機能。

相談



緊急時の 受入れ・対応

短期入所などのサービスを利用した緊急時の受け入れを行う機能。



体験の機会・場

一人暮らしを始めたりするのに備えて、障害福祉サービスなどを利用して体験の場を提供する機能。



専門的人材の 確保・養成等

医療的ケア等の専門的な対応ができる体制確保や人材育成、地域の実情に応じて創意工夫により付加する機能。



○登録の2つのメリット

①加算が取れる！ ※詳細は別紙参照

地域生活支援拠点等として登録することが要件の加算があります！

例)短期入所・拠点である場合の加算 100単位/日 ※緊急時の受け入れ関係なし

②他の事業所と連携を深めることができ支援の幅が広がる！

対応が難しいケース(親なきあと,医療的ケア,行動障がい等)を1事業所ではなく、地域で支える仕組みづくり・仲間づくりです。

○拠点コーディネーターを軸にネットワーク構築



○機能を担う事業所の主な位置づけ

▶関係機関と連携して緊急時の体制確保等に取り組む

あんしんネットなかつ登録事業所は、事務局(市、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター)やその他関係機関と緊急時の対応についての協議を行います。

▶体験の機会・場の提供に取り組む

地域移行支援、親元からの自立等にあたり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用または一人暮らしの体験の機会、場を提供します。

○登録の流れ

あんしんネットなかつの登録にあたっての流れは以下のとおりです。

1 まずはお問い合わせ



市、基幹相談支援センター、拠点コーディネーターに登録したい旨をご連絡ください。

2 事前協議



登録には事前協議が必要です。事前チェックリストに沿って事務局(市、基幹、拠点CD)と事業内容等の確認を行います。

3 運営規定の変更



登録に係る加算算定には、運営規定にその旨を記載する必要があります。
※変更後の運営規定が届出の添付書類となります。

4 届出の提出



拠点等事業者登録届出書
 拠点等の機能に関する届出
 変更した運営規定
⇒後日、決定通知書を受取。

5 指定権者(県、市)へ変更届を提出



指定内容が変わるため、各指定権者に必要な書類を提出してください。
(運営規定の変更、加算追加)

6 完了!



随時、対象者の緊急時対応に係る協議への参加、緊急時の受入れ、体験の機会・場の機会の提供を実施しましょう。

わからないことがありましたら、お気軽に下記問い合わせ先までご連絡ください。

○拠点コーディネーター(相談支援事業所たいじゅ)

TEL:0979-64-8637

FAX:0979-64-7854

○中津市障がい者等基幹相談支援センター

TEL:0979-26-1555

FAX:0979-26-1556

○中津市役所 福祉支援課 障害福祉係

TEL:0979-62-9802

FAX:0979-25-2335



※事業の詳細、申請書資料等は中津市HPから閲覧・ダウンロードください。